

兵庫県国民保護計画の変更内容（概要）

(1) 国民保護基本指針の変更に基づく変更

- 国民保護法施行令改正（R7.8）による救援への「**福祉サービスの提供**」の追記
- **保健医療福祉活動の調整**を遅滞なく行うための体制整備について追記
- 災害時応援協定等を参考にした事業者との連携について追記
- 指定(地方)公共機関に対する訓練・研修会への参加の呼びかけの追記
- 避難施設の確保に係る基本的な方針（**シェルター基本方針**）について追記 等

(2) 時点更新

① 県地域防災計画を踏まえた変更

- 備蓄体制等の変更
- 救援（食品の給与、医療の提供）の変更 等

② その他の変更

- 指定(地方)公共機関の名称変更・追加
- 関係機関との協定一覧の削除（締結数が増えたため資料編に掲載）
- 緊急通行車両等事前届出制度の廃止に伴う変更
- 県組織改編の反映
- 統計数値の修正（気候、人口分布、資機材など）
- 用語の適正化 等